

市街化調整区域での建築にはご注意ください！

市街化調整区域では建築行為などが 規制されています。

市街化調整区域では、原則として建築物の建築、増改築はできません。
また、既存の建築物を当初と異なる用途で使用する（用途変更）も
規制されています。



ただし、手続きによって例外的に建築行為が認められるケースがあります。

↓市街化調整区域で建築をお考えの方、

市街化調整区域についてお困りの方はこちらまでご相談ください↓

ご相談・手続き窓口

恵庭市企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

恵庭市京町1番地 恵庭市役所4階

電話 0123-33-3131（内線2333）

MAIL machi@city.eniwa.hokkaido.jp